議会運営委員会会議録（令和８年６月１日）

出席委員　　尾崎委員長　吉森副委員長　髙川委員　青山委員　原委員　古沢委員
竹原議長（オブザーバー）

欠席委員　　なし

説明のため出席した職員　　石川総務部長　小川財政課長　相沢総務課長

職務のため出席した事務局職員　　石井局長　有田局長補佐

午前10時00分開会

【尾崎委員長】　これより議会運営委員会を開催いたします。

会議日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第１　会議録署名委員の指名をいたします。原委員、古沢委員にお願いいたします。

日程第２　令和８年６月定例会提出案件について、当局から説明をお願いします。

【石川総務部長】　おはようございます。

６月定例会に提出する議案の概要について説明いたします。

まず、補正予算については３件でございます。一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計でございます。

一部改正条例につきましては、滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど、６件でございます。

その他案件は２件ございまして、財産の無償譲渡及び無償貸与について、及び地方自治法第179条による専決処分の承認を求めることについてでございます。

報告案件は５件ございまして、地方自治法第180条による専決処分について及び繰越計算書が４件ございます。

また、追加議案としては人事案件が８件でございます。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

【小川財政課長】　それでは、令和８年度６月補正予算案等の概要のほうをお願いいたします。

議案第21号の令和８年度一般会計補正予算（第１号）の概要でございます。

今回の補正額は左のほうにございますが、３億313万8,000円、合計で154億6,445万8,000

円でございます。

財源の内訳につきましては、記載のとおりでございまして、一般財源の内訳でございますが、繰越金を充てるものとしております。

内容に入っていきます。

まず一番上から、コンピュータ管理運営費156万6,000円でございます。

システムの標準化に伴いまして、業務が複雑化、多様化する中、県のほうで専門の人材を確保して、希望する市町村へ派遣する事業でございます。

グループ１であります滑川、黒部、入善、朝日は全部対応ということでございますが、それの滑川市負担分ということで156万6,000円でございます。２市町村当たりで１名を雇用するということでございます。

その下、滑川イノベーション推進事業費385万円でございます。こちらは国の補助２分の１が入っております地域未来交付金でございます。

誰一人取り残さない事業の令和７年度の実証実験の課題を整理しまして、改善等をした上で、令和８年度に再度実証実験を行うものでございます。

安心安全なまちづくり事業費200万円でございます。

領家町町内会自主防災会の防災資機材、テントですとか投光器等の整備に係るもので、自治総合センターのコミュニティー助成が10分の10の補助でございます。

それから、３款のほうに行きます。

社会福祉施設等特別支援事業費1,062万9,000円でございます。

国費全額となっておりますが、これは物価高騰対策としまして、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金を活用いたしまして、障害福祉施設や介護サービス事業者への光熱費や食材費の支援ということで、県と協調して行うものでございます。

老人福祉事務費750万円でございます。こちらも、県の補助750万全額となっております。

県の事業を活用いたしまして、各事業所を回るコンサルタントを雇用しまして、ケアプランデータの連携システムというものを導入、活用を図るための事業でございます。

それから、老人福祉施設等整備費補助金400万円でございます。

富山型デイサービス施設に対する入浴設備及びトイレの改修補助でございます。横道のまたこられ～さんでございます。補助につきましては、県、市がそれぞれ200万ずつで、事業所も200万ということで、各３分の１の負担ということになっております。

それから、旧ゲートボール場再生事業費補助金5,000万でございます。国の補助が２分の

１で2,500万でございます。

ローカル10,000プロジェクトを活用しまして、屋内遊戯施設等を整備する企業に対して補助するものでございます。

その下、私立保育所等運営事業費306万7,000円でございます。

こちらにつきましても、物価高騰対策支援でございまして、光熱費等につきまして、保育施設等へ支援するものでございます。

地域子育て支援センター運営費195万円でございます。

あずま保育所内の支援センターの空調を更新するものでございます。

４款に行きます。

母子保健対策費10万円でございます。

いただいた寄附を活用しまして、母子保健事業用品の備品ということですが、健康センターの５歳児健診等で使用するテーブルを購入するものでございます。

水道事業会計繰出金3,381万5,000円でございます。

こちらにつきましても物価高騰対策で、先ほどの交付金を活用しまして、水道料金を３か月分減免する負担金になります。水道料金の基本料金とメーター使用料でございます。

それから、６款のほうへ行きます。

スマート農業機械等導入支援事業費450万円でございます。

県の補助金を活用いたしまして、スマート農業機械、オートコンバインですが、農事組合法人水土里さんのほうに導入補助をするものでございます。補助額は県が３分の１、市が６分の１でございます。

その下です。農業用施設等整備費410万円でございます。

中身は３つあるんですが、300万円分につきましては、先ほどの旧ゲートボール場の駐車場への農道舗装に係るものが300万円です。その次、100万円分ですが、野町地内の農業用水路の安全対策、水路に蓋をするものでございますが、そちらに100万円。あと、10万円は中新町内でのワークショップ、こちらに10万円でございます。先ほどの100万円と10万円につきましては、県の補助10分の10でございます。

その下、下水道事業会計繰出金150万円でございます。

こちらも物価高騰対策で、下水道の基本使用料を減免するものでございます。こちらは農業集落排水事業分となっております。

それから、漁業振興事業費711万7,000円ですが、市の漁業振興事業補助金交付要綱に基

づきまして、漁協さんが実施するべにずわいがに加工処理施設の修繕に対して、屋根等の修繕に対する補助を行うものでございます。市の補助は３分の２でございます。

７款。

深層水分水施設管理費2,937万円でございます。

アクアポケットのＢＣ膜設備設置工事につきまして、令和７年６月に補正して以来、これまで３回の入札の不落ということがございました。その原因等を見まして、物価高騰も含めて金額を見直すもの、建物と設備の分離発注等を行うものでございます。

８款です。

除雪対策事業費でございます。6,937万8,000円でございます。

こちらは２つの事業がございます。除雪管理システム、除雪機械にＧＰＳを設置し、除雪状況の可視化等を行うもの。こちらのほうに3,238万円、そのうちの２分の１が国の補助でございます。

それと、もう一つは除雪機械の導入でございます。平成11年の除雪ドーザーを入れ替えるということで、ドーザー１台の購入費で3,700万円でございます。そちらのほうは地方債のほうに上がっておるものでございます。

それと、その下、交通安全施設整備費1,000万円でございます。

市道栗山月形橋線の防護柵、ガードレールやデリネーターの設置でございます。夜間及び除雪時の視認性、安全確保のための工事でございます。

河川管理費500万円です。

こちらは四間町川ほか河川のしゅんせつを行うものでございます。

その下、河川改良費700万円。

こちらは四間町川の川床の改修工事に係るものでございます。

民間宅地開発事業補助金98万6,000円でございますが、こちらは令和８年３月補正で清水町地内の宅地開発を助成したものですが、そちらの変更申請もございまして、道路面積等が広がることから、今回補正するものでございます。

下水道事業会計繰出金4,031万円でございますが、こちらは、先ほどは農集の分で言いましたが、今度は公共の分で基本使用料分を物価高騰対策として３か月分減免するものでございます。

９款です。

消防団の運営費300万円です。国の補助金10分の10です。

消防団募集のＰＲ動画等を作成するもので、消防団の力向上モデル事業を活用するものでございます。

10款です。

学校給食共同調理場管理運営費220万円です。

食缶及び食缶トレーの洗浄機の修繕工事に係るものでございます。

中学校教育振興推進費20万円です。

令和８年３月で寄附いただきました、それで積み立てました20万円を活用しまして、滑中の図書の購入を行うものでございます。

続きまして、裏面側のほうをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

令和９年度に繰り越して執行するものでございます。先ほどの８款土木費で除雪対策事業費、今定例会で計上を予定しております除雪機械に係るものでございます。

それから、地方債の補正の追加が２件でございます。

児童福祉事業につきましては､先ほどの子育て支援センターの空調更新に係るものが170万円でございます。その下､河川整備事業500万円は四間町川等のしゅんせつに係るものでございます。

変更が１件ございます。道路橋梁事業でございます。

こちらはプラス､補正前と補正後で3,700万円違いますが､除雪機械に係る増加でございます。

それから、その下へ行きます。

報告事項は４件ございます。

まず、報告第４号　令和７年度滑川市繰越明許費繰越計算書でございますが、こちらは３月定例会等で議決をいただいております繰越予算29件に係るもので、繰越額が確定したので報告するものでございます。

内容は記載のとおりでございます。

報告第５号は令和７年度滑川市事故繰越し繰越計算書、河川水路災害復旧費に係るもので3,900万円でございます。

有金川の災害復旧工事に係るもので、入札の不調や地元との調整に時間を要したことによって、８年度に事故繰越しするものでございます。

報告第６号は令和７年度滑川市水道事業会計予算繰越計算書でございまして、こちらは

配水施設拡張費で２億3,500万円余りを繰り越すもの。こちらは中央監視設備更新等に係るものでございますが、２年で、もともと７、８の２年経過しているものの８年度部分についてになるものでございます。

総係費の271万5,000円につきましても、上下水道料金システムですが、令和８年度の分について計上しているものでございます。

報告第７号は令和７年度滑川市下水道事業会計予算繰越計算書でございます。

管渠建設改良費140万円につきましては、工事中に障害物が出たことから、こちらは公共ますの設置に係るものですが、８年度に繰り越すものでございます。

施設建設改良費１億5,104万8,000円につきましては、浄化センターの４系改築更新に係るものやマンホールポンプの更新に係るものですが、いずれも資材、ケーブル等の納品が遅れていることから、８年度に繰り越すものでございます。

総係費34万3,000円につきましては、受益者負担金システムの移行業務でございますが、令和７年、８年度の２か年の計画でございまして、８年度事業費分ということになります。

続きまして、３ページのほうをお願いいたします。

議案第22号　水道事業会計補正予算（第１号）と議案第23号　下水道事業会計補正予算（第１号）でございます。

こちらは、いずれも物価高騰対策に係る補正でございますが、まず水道事業会計、収益的収入でございます。今回補正額は388万9,000円でございます。合計が４億5,974万4,000円。収益的支出、今回補正額は81万5,000円で、合計が４億2,430万6,000円でございます。

備考欄にございますが、今回、物価高騰対策で水道料金を減免することから、収入を3,300万円マイナスとしております、の減額となります。その代わりというわけではないんですが、他会計の負担金、国の補助金を3,381万5,000円計上しております。81万5,000円につきましては、下の総経費のシステム改修費分になるものでございます。そして、水道料金の減額に伴いまして、消費税収入も減額となることから、消費税の還付金が307万4,000円あるとして計上しておるものでございます。

その下が下水道事業会計でございます。

収益的収入の今回補正額が391万円で、合計額が14億6,481万6,000円でございます。収益的支出は今回補正額が11万円で、合計額が13億1,099万3,000円でございます。

こちらも水道と同様に、物価高騰で減免した分が4,170万円と、国の補助金が4,181万円。それに伴いまして、消費税の還付金が380万円ということでございます。総係費につきまし

ては、郵便代行の事務費に係るものでございます。

６月補正の概要については、以上でございます。

続いて、もう一枚、令和７年度最終専決補正予算の概要のほうをお願いいたします。

議案第31号の専決第７号　令和７年度一般会計補正予算（第９号）の概要でございます。７年度でございます。

今回補正額は２億7,280万9,000円でございまして、合計で180億6,041万1,000円となるものでございます。

財源の内訳については、記載のとおりでございます。今回、一般財源の内訳につきましては、普通交付税、特別交付税となっておりまして、予算額に対して収入が上回ったものを計上しているものでございます。

内容でございますが、上から、財政調整基金積立金307万円。それから、減債基金積立金340万5,000円。こちらはいずれも利息分でございます。そちらを積み立てて、年度末の残高見込みにつきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

公共施設整備基金積立金４億45万8,000円につきましては、利息が318万2,000円、それから今回の一般財源の残額といいますか、それを積み立てたものが３億9,727万6,000円でございます。残高見込みは記載のとおりでございます。

その下へ行きます。市有財産維持管理費でございます。

こちらは財源更正によるもので、地方債を減額して一般財源で賄ったというものでございますが、西コミ等のＬＥＤ化工事に係るものでございます。

その下、文化会館建設基金積立金5,490万4,000円でございます。

こちらは利息の積立てと、滑川商店連合会からの寄附金300万円がございまして、そちらで490万4,000円と、一般財源で5,000万円積み立てるものでございます。年度末残額につきましては、記載のとおりでございます。

それから、その下、企業版ふるさと納税基金積立金でございます。500万円でございます。

年度末に寄附を受けたもので、500万の寄附を、企業版ふるさと納税を積み立てるものでございます。

コンピュータ管理運営費、マイナスの１億423万円でございます。

システムの標準化等の延期による繰越し以外のものでございまして、事業費の確定によりまして、それぞれ、国の補助金、地方債、一般財源を減額するものでございます。

滑川イノベーション推進事業費、こちらも財源更正でございます。ＬＩＮＥ、共創ポイ

ント事業に係るものでございます。

防災行政無線施設整備費です。こちらにつきましては、Ｊアラートの受信機の更新工事に係る事業費の確定に伴う財源更正でございます。

３款です。

福祉のまちづくり事業基金積立金12万円ですが、３月補正後の寄附がありました３件分を積み立てるものでございます。

４款です。

市民健康センター運営費、マイナス20万円、財源更正でございます。

こちらは健康センターの空調整備工事に係る財源更正でございます。

５款です。

サン・アビリティーズ滑川管理運営費、こちらにつきましては、サン・アビのＬＥＤ、Ｗｉ－Ｆｉ整備に係る財源更正でございます。

６款。

農村環境改善センター運営費、こちらにつきましても、改善センターのＬＥＤ、Ｗｉ－Ｆｉの工事に係る財源更正でございます。

土地改良対策事業費、マイナス3,100万円ございますが、県営土地改良事業の事業費の確定に伴いまして、負担金の減額に伴うものでございます。

７款。

市民交流プラザ管理運営費、こちらは市民交流プラザのＬＥＤ工事に伴う財源更正でございます。

観光行政推進事業費です。こちらにつきましては、タラソピアの解体工事に伴う財源更正でございます。

８款のほうです。

道路補修費でございます。

滑川中央線のポンプ更新工事に伴う財源更正でございます。

除雪対策事業費でございます。

補助金の内示に伴う財源更正ということで、社会資本総合整備事業費で1,116万6,000円、臨時道路除雪事業費補助で1,900万円、それぞれ除雪に対する補助金内示がございましたので、一般財源を減額するものでございます。

橋梁長寿命化事業費でございます。

こちらは橋梁の改修に伴います財源更正でございます。

交通安全施設整備費ですが、道路のＬＥＤ化工事に伴う財源更正でございます。

その下ですが、通学路安全対策事業費で、道路改良事業３路線の事業費の確定に伴います減額でございます。

道路老朽化対策事業費、こちらもマイナス3,580万円ですが、有金下梅沢線の道路附属施設工事等に伴います事業費の確定に伴います減額でございます。

河川管理費、四間町川のしゅんせつ等に伴います財源更正でございます。

中滑川複合施設管理運営費につきましては、メリカの避難場所の設置に係ります財源更正でございます。

公園管理費につきましては、公園のＬＥＤ化に伴います財源更正で、こちらは増額となっておるものでございます。

裏面のほうをお願いいたします。

奨学事業基金積立金233万2,000円でございます。こちらは、先ほどの滑川商店連合会の200万の寄附と一括返済分の33万2,000円を基金に積み立てるものでございます。

中学校営繕費でございます。滑中の多目的ホール等のＬＥＤ工事に伴います財源更正でございます。

中学校空調設備整備事業費でございますが、こちらは両中学校のエアコン工事に伴うものですが、補助金が増額内示がございまして、それに伴います地方債と一般財源の減額分でございます。

社会教育振興基金積立金５万円ですが、図書購入に充ててほしいということで寄附をいただいたものを基金に積み立てるものでございます。

地区公民館整備費でございますが、地区公民館の空調更新に係る財源更正でございます。

図書館管理費と博物館管理費につきましても、ＬＥＤ工事に伴います財源更正でございます。

青志会館管理運営費につきましては、ＬＥＤ工事及び空調更新に伴います財源更正でございます。

その下ですが、繰越明許費補正の変更でございますが、令和７年度の３月議会のときに議決いただいております繰越明許費について、３件の変更がございます。

１件目でございますが、商工費、観光行政推進事業費につきましては、プラスの１億1,537万円でございますが、こちらはタラソピアの解体工事の完了が令和８年度に延びたことに

よるものでございます。

土木費、２つございますが、橋梁長寿命化事業費、道路老朽化対策事業費、それぞれ202万8,000円、道路老朽化が122万4,000円の増額でございますが、橋梁工事ですが、道路及び附属工事の事業費の確定が年度末になったことから、翌年度に財源を繰り越しまして、国費等に残が出ないよう事業を行うものでございます。

続きまして、地方債の補正です。

変更でございますが、先ほどまでの一覧表にございました各事業費の財源更正等に伴います確定による増減になるものでございます。

中身、金額等につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

【相沢総務課長】　それでは、私のほうから予算以外の案件につきまして、議案一覧表に沿ってご説明いたします。

まず、条例関係でございます。一部改正条例関係６本でございます。

初めに、議案第24号でございます。

こちらにつきましては、基幹業務システムの標準化に伴いまして、新たな機能が追加されることにより、個人番号、いわゆるマイナンバーでございますが、を含む個人情報を利用して行うことができる事務が新たに生じることから、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、滑川市に住民登録はないが、事務処理上、市のほうで氏名や住所などの個人情報を把握して管理することが必要なもの、いわゆる住登外者というものでございますが、この方々のマイナンバーを含む個人情報につきまして、その登録や管理に関する事務を市が行うことができる事務として追加するほか、それらの情報につきまして、異なる事務での利用や、市長部局と教育委員会間での相互提供が可能なものとして定めるものでございます。

施行につきましては、公布の日としております。

次に、議案第25号でございます。

こちらは、地方自治法及び同法施行令の改正に伴いまして、条番号に条ずれが生じたことから、本市の条例において、その条ずれの部分を引用しているところを、改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、２件ございます。条ずれが生ずるものとして条例を制定する

ものでございます。

これにつきましては、本年の９月24日としております。

続きまして、議案第26号でございます。

こちらにつきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部改正によりまして、外国人に交付されている在留カードにつきまして、新たにマイナンバーカードの機能が付加されたカード、特定在留カードというものでございますが、こちらが導入されることに伴いまして、本件条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、コンビニに設置の多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を申請する際に、利用する各種カードの中に、今回導入されます特定在留カードを加えるものでございます。

施行については、公布の日としております。

次に、議案第27号でございます。

こちらは、地域再生法第17条の６の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、地域再生法による税収減、減収補塡制度の適用期限が令和10年３月31日まで延長されたことに伴いまして、本件条例に基づく課税免除または不均一課税の対象となる減価償却資産の新設などの期間を、同じく令和10年３月31日まで延長するものでございます。

施行につきましては、公布の日としますが、本年４月１日に遡って適用することとしております。

次に、議案第28号でございます。

こちらは子ども医療費についてのものでございます。

子ども医療費につきましては、子どもの保護者を助成対象としておりますが、本市を含む県内自治体においては、今後その保護者につきましては、市内在住の要件は求めていないところでございますが、県内の自治体では、保護者につきましても、市内の在住といった住所要件を求めている場合がございます。

このため、諸事情により子どものみが転出する場合は、転出先において医療費助成を受けることができなくなるケースが想定されますことから、子育て支援の充実の観点から、通学等のやむを得ない事情により、本市に住所を有する保護者に監護され、生計を維持されている子どもが転出する場合につきましては、本市の医療費助成の対象とできるよう、

所要の改正を行うものでございます。

こちらの施行につきましては、公布の日といたしますが、本年４月１日に遡って適用することとしております。

次に、議案第29号でございます。

こちらは、子ども・子育て支援法等の一部改正による子ども・子育て支援金制度の創設と、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、まず国民健康保険税の課税区分としまして、新たに子ども・子育て支援納付金を設定しまして、所得割額として課税標準の0.3%、均等割として1,300円、18歳以上均等割として70円、平等割として800円を徴収することとしまして、これら課税限度額を３万円とするものでございます。

また、医療分の基礎分の課税限度額につきましても、現行66万円から67万円、また軽減判定所得のうち被保険者に乗じる額につきましても、５割軽減の場合は30万5,000円から31万円、２割軽減の場合は56万円から57万円にそれぞれ変更するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行としておりまして、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税から適用することとしております。

次に、その他案件となります。

まず、議案第30号につきましては、民間企業に対する、旧屋内ゲートボール場の建物、こちらは旧屋内ゲートボール場本体とクラブハウスの計２棟でございます。こちらの無償譲渡並びに土地８筆計6,787.16平米でございますが、こちらの無償貸付につきまして、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象物件としましては、今ほど申しましたとおり、建物につきましては、屋内ゲートボール場本体とクラブハウスの２棟。土地につきましては、６筆となります。

貸付けの期間といたしましては、議決により仮契約の効力を有した日の翌日から令和13年３月31日までとなってございます。

次に、議案第31号でございます。

専決８号につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、市税条例について所要の改正を行いまして、専決処分をしたことから、その承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、市民税につきましては、いわゆる住宅ローン控除の適用期限が延長されたほか、特定暗号資産取引の課税区分につきまして、これまで総合課税だったものから分離課税になった変更がございます。

固定資産税につきましては、家屋及び償却資産の免税点の引下げや再生可能エネルギー発電設備に係る税額の減額措置につきまして、対象設備の見直しと適用期限の延長を行ったもの。また、国の補助を受けてバリアフリー改修が行われた民間の劇場などの特定建築物に係る税額の減額措置の新設がございます。

また、軽自動車税につきましては、環境性能割、かつての自動車取得税の部分でございますが、こちらの部分を廃止することとしたものでございます。

これら改正法の施行日に合わせるため、本年３月31日に専決処分をしたものでございます。

続いて、報告案件でございます。

報告第３号のうち、まず専決第６号につきましては、昨年８月に発生しました坪川保育所園庭での機械除草中の飛び石による損害賠償事件の和解に関するものでございます。

被害の相手方はお二方ございましたが、私人宅の敷地内に駐車中の車両への損害賠償事件につきまして、専決処分をして和解したことから、議会に報告をするものでございます。

続いて、専決第９号につきましては、こちらは市職員が業務により私人宅を訪問した際に、運転する庁用車がその私人宅のバルコニーに接触しまして、損害を与えた損害賠償事件の和解に関するものでございます。

こちらも専決処分をして和解したことから議会に報告をするものでございます。

最後に、追加議案でございます。

最終日に人事案件として８件追加提案を予定してございます。議案第32号から第39号まで、全て農業委員の任命でございます。

こちらは、現在の農業委員会委員の任期が本年７月19日をもって満了となりますので、市内各地区などから推薦のあった８名の方々の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

【尾崎委員長】　ただいまの説明について、質疑はございませんか。

（特になし）

【尾崎委員長】　ほかに質問がないようですので、その他で当局から何かありますか。

【石川総務部長】　ございません。

【尾崎委員長】　それでは、当局の皆さんには退席をお願いします。お疲れさまでした。

（当局退室）

【尾崎委員長】　次に、日程第３　請願、陳情、意見書等についてを議題といたします。

事務局から説明してください。

【石井局長】　それでは、請願、陳情、意見書等についてでございます。一覧表をご覧ください。

一覧表のとおり、今のところ、請願１件、陳情２件、要望書が１件ございます。

資料１につきましては、「非核三原則の堅持を求めるための請願」でございます。紹介議員は古沢利之議員、請願者は日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める富山の会。共同代表としまして、富山県被爆者協議会の小島貴雄会長、原水爆禁止富山県協議会の中山洋一代表理事、非核の政府を求める会の水谷敏彦代表世話人でございまして、こちらは趣旨説明の申出がございました。

この後、この請願の付託についてご協議いただきたいと思います。

資料２でございます。滑川市菰原の武田茂さんからの「陳情書」でございまして、中滑川複合施設メリカの防音スタジオが、富山市の類似施設の練習室と比べて利用料金が高く、市民に優しい料金を求める内容のものでございます。こちらは趣旨説明の申出がございました。

この後、この陳情の付託についてご協議いただきたいと思います。

資料３でございます。学校教育の中立性と安全確保を求める富山県民の会・荒井雅夫代表、市内北野の岩城宗寿さん、また共同提出者として浜田聡前参議院議員からの「公立中学校における平和教育の政治的中立性と安全確保を求める陳情」でございます。こちらは趣旨説明の申出はございませんでした。

資料２と３の陳情につきましては、委員会に付託とするか、付託するとなればどの委員会とするか、あるいは単に要望ということで、委員会付託せずに参考配付とされるのか、ご協議いただきたいと思います。

この後、この陳情の付託につきまして、ご協議いただきたいと思います。

資料４でございます。千葉県旭市の宇井淳さんからの「ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書」でございます。

今年の３月定例会にも提出されておりますが、数字等を最新のものにされて、同様の内容で意見書の提出を求めるということで、郵送で送られてきたものでございます。

こちらの陳情書は、先例に倣い、要望書として参考配付としたいと考えております。

なお、最終受付は定例会３日前の６月３日水曜日となりまして、それまでに案件の追加

がございましたら、定例会初日の６月８日月曜日本会議終了後に議会運営委員会を開いて協議いただきたいと思います。

以上でございます。

【尾崎委員長】　ただいま事務局から説明がありましたが、まず資料１の請願の付託についてどのようにするか、各委員から意見をお願いします。

ということで、まず順番にお願いしたいと思います。

原委員、お願いします。

【原委員】　一回ちょっとまた持ち帰って。

【尾崎委員長】　これは持ち帰りですか。

【原委員】　会派でちょっと打合せしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【尾崎委員長】　これは持ち帰りですね。

【原委員】　私のところは。

【尾崎委員長】　ということは、髙川委員もそうですね。

続いて、青山委員。

【青山委員】　うちも持ち帰りで。

【尾崎委員長】　持ち帰りですね。

古沢委員。

【古沢委員】　今私は紹介議員になっているのであれなんですが、趣旨から言うたら、総務文教だろうと思うんです。

ちなみに、同趣旨のこの意見書は、さきの３月定例の県議会で全会一致で採択されているということも申し添えておきます。

【尾崎委員長】　それでは、これ。副委員長。

【吉森副委員長】　一緒です。

【尾崎委員長】　副委員長は一緒ということです。

そうすると、これは８日だね。

【石井局長】　はい。

【尾崎委員長】　定例会初日の６月８日、本会議終了後に議会運営委員会を開いて協議したいということであります。

続きまして、資料２のメリカの件ですけども、各委員からまた意見を求めます。

原委員。

【原委員】　これも同様にちょっとお願いします、持ち帰りで。

【尾崎委員長】　持ち帰り。

青山委員。

【青山委員】　これ、先ほどの話だと、結局、趣旨説明の申出はあるんですよね。

【尾崎委員長】　そうです。

【青山委員】　ということは、委員会付託でいいんじゃないかなと思っています。

【尾崎委員長】　委員会付託ですか。

【青山委員】　はい、もちろん。

【尾崎委員長】　古沢委員。

【古沢委員】　私もそれでいいと思うんです。実情、それからよく聞き取って審査をいただければと思います。中身からいったら、総文なので。

【尾崎委員長】　これは産厚建。

【古沢委員】　うん、うん。

【青山委員】　あれっ。お願いします、じゃ。

【尾崎委員長】　産厚建。

【吉森副委員長】　メリカだから、商工観光。

【尾崎委員長】　これについても、産厚建ということで、これについてまた会派で検討していただいて、８日ということでお願いします。

【原委員】　はい。

【尾崎委員長】　それでは、続いて、資料３。これは学校教育の中立性についてですね。これについても、各委員から意見を求めます。

【原委員】　これも持ち帰りにします。

【尾崎委員長】　持ち帰りですね。

青山委員。

【青山委員】　参考配付。

【尾崎委員長】　参考配付でいい。

【青山委員】　だって、申出はないですもんね。

【尾崎委員長】　申出はないです。

【青山委員】　参考配付でいいと思います。

【尾崎委員長】　参考配付でいいと。

【青山委員】　はい。

【古沢委員】　それぞれで協議していただければいいと思いますが、一つ申し上げると、これは大変痛ましい事故を発端にしているんですけども、事故は事故で、安全管理の上で対策が怠っていたということは、非難されるべき、責任が問われるべきだと思いますが、同時に、その事故を最大限政治的に利用しているという雰囲気が、文科省のこの間、教育基本法についての見解も示されましたが、取り立てて今言われるということの正当性というか、妥当性、とっても、私は逆に、この事故を最大限政治的に利用しようとする姿勢だと感じています。これはあくまで私の個人的な思いです。

ですから、これについては、どのように皆さんは判断されるか分かりませんが、相談していただければと思います。

私としては、ふさわしくないと思っています。

【尾崎委員長】　では、つきましては、会派自民さんが持ち帰った結果を踏まえて、８日ということでお願いいたします。

【原委員】　はい、やります。

【尾崎委員長】　それでは、次の資料４につきましては、これは先例に従い、全議員に参考配付とし、６月３日までに案件の追加があれば、今ほどの事務局の説明のとおり進めたいと思います。

それでは、日程第４　その他に入ります。

まず、委員の皆さんから何かありますか。

（特になし）

【尾崎委員長】　事務局から何かありますか。

【石井局長】　４月23日に開催されました北信越市議会議長会定期総会におきまして、また５月27日に開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして、岩城議員、原議員が議員在籍20年以上の特別表彰を受賞されております。竹原議長におかれましては、令和７年度の全国市議会議長会の「大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会員」としての感謝状がそれぞれ届いておりまして、あさっての６月３日の定例議員協議会におきましては、北信越市議会議長会の表彰状を岩城議員と原議員に、また全国市議会議長会の議長への感謝状の伝達式を行いたいと思います。

また、先例どおり、６月定例会初日の議場におきましては、全国市議会議長会の表彰状の伝達を、議長のほうから岩城議員、原議員にしていただくこととしております。議長へ

の感謝状の伝達式のほうは、副議長のほうからお願いしたいと思います。

もう一点ですが、５月の定例議員協議会でもお伝えしましたとおり、６月定例会初日の市長の提案理由説明におきまして、手話通訳者２名によります手話通訳を実施いたします。

以上でございます。

【尾崎委員長】　それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時50分閉会